

## 行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

石川県監査委員 山 田 省 悟  
同 盛 本 芳 久  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

### 第1 公表の範囲

平成21年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について、通知を受けた事項

### 第2 公表の概要

平成21年度行政監査「職員公舎等の管理について」において指摘した事項3件及び注意した事項18件のうち注意の1件（指摘3件及び注意17件は措置済み）について、知事から通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
人事課 (奥能登総合事務所)	外壁の塗装に剥離のあるものがあった。 維持保全の観点から、常に良好な状態を保つよう適切に点検管理する必要がある。	不良箇所の補修工事を実施した。